

東 関 第 6 2 4 号

通 関 業 許 可 証

住 所 東京都港区新橋三丁目4番8号クレグラン新橋Ⅲ7F

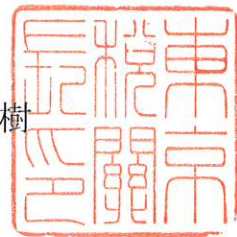
名 称 株式会社トランスクローバー
代表取締役 羽深勇人

令和4年9月29日付で申請のあった通関業は、下記のとおり許可します。

- 記
- 1 通関業を行うことができる営業所の名称及び所在地
主たる営業所 本社
東京都港区新橋三丁目4番8号
クレグラン新橋Ⅲ7F
 - 2 条件 なし

令和4年11月11日

東京税関長 白 杵 芳 樹



(注) (1) 法第34条第1項の規定により監督処分を受けた場合には、新たに条件を付することがあります。

(2) この許可に付された条件の変更を求める場合は、許可等条件変更申請書（税関様式B第1010号）を主たる営業所の所在地を管轄する税関長に提出してください。